

愛知県立芸術大学 美術学部（油画専攻）専任教員 公募要項

1. 職 名 美術学部（油画専攻） 准教授または講師
2. 募 集 人 数 1 名
3. 担 当 科 目 学部開設科目： 油画実技Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ  
油画特別演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ  
古美術研究 版画研究  
博士前期課程開設科目： 修士総合研究、修士特別研究、修士専門研究
4. 応 募 資 格
  - ・絵画表現に立脚し、美術の分野で幅広い視野と優れた研究業績を有し、実技の指導ができる者。
  - ・木版画技法に関する教育・研究業績を有し、基礎から専門までの教育と研究指導、および版画に関する施設・整備の管理運営ができる者。
  - ・大学院修士課程修了又はこれと同等以上の能力を有する者。
  - ・大学運営に積極的に携わることができる者。
  - ・博士後期課程の授業・運営に携わる意思のある者。
  - ・原則として、就業時に愛知県または近県に居住し通勤可能な者。
5. 採用予定日 令和9年4月1日（木）
6. 応 募 期 限 令和8年8月28日（金）必着
7. 提 出 書 類
  - （1） 履歴書（写真貼付・E-mail アドレス等確実に連絡が取れる方法を明記してください）
  - （2） 業績一覧（研究業績、展覧会発表、業務実績を含む）
  - （3） （2）に関する資料（後日着払いで返却します）
    - ・作品写真等をファイルにまとめたもの。
  - （4） 自己推薦文（着任後の研究計画と、教育指導に関する抱負と計画について、A4版の用紙2枚程度、書式自由。文末に自筆で署名すること）
  - （5） 選考結果通知用封筒（住所氏名を明記し、110円分の切手を貼付した長3封筒）
  - （6） （3）返却のための、必要額の切手を貼付した返信用封筒、もしくは着払いの送り状（住所氏名を記入すること）
  - （7） セクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書

※（1）（2）（7）については、本学ウェブサイトに掲載の指定様式を使用すること。
8. 選 考 方 法 第一次審査： 書類選考（第一次審査結果は、令和8年9月下旬までに選考結果通知用封筒にて連絡します）  
第二次審査： 面接（10月上旬の実施を予定。交通費等は応募者負担）
9. 書類提出先 〒480-1194 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 愛知県立芸術大学 芸大総務課  
※封筒の表に「美術学部教員（油画専攻）応募書類」と朱書きの上、配達記録が残る方法で送付してください。
10. 労働条件・待遇
  - （1） 雇用形態： 正規教員（任期なし、定年65歳）  
試用期間6か月間（労働条件は本採用と同様）
  - （2） 就業場所： 愛知県立芸術大学（愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114）
  - （3） 勤務時間： 専門業務型裁量労働制  
（みなし勤務時間：1日7時間45分、週38時間45分）

- (4) 休日： 土日、祝日、年末年始（入試業務等により休日勤務を命ずることがある）
- (5) 概算年収： [准教授] 500 万円～800 万円 [講師] 400 万円～700 万円
- ・ 概算年収は本給、地域手当、期末勤勉手当からなる。この他に、本給の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当等を所定の基準に従い支給。
  - ・ 初任給は、採用前の経歴や職務に応じて算定。
- (6) 各種制度： 次の制度があります。
- ・ 通勤手当（所定の基準による。支給上限あり）
  - ・ 昇給（教授及び 55 歳を超える教員の昇給は、勤務成績が特に良好な場合に限る）
  - ・ 期末勤勉手当
  - ・ 退職金
- (7) 加入保険： 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険

## 11. そ の 他

- (1) この公募および指定様式は、次のウェブサイトに掲載しています。
- 愛知県立芸術大学ウェブサイト <https://www.aichi-fam-u.ac.jp/news/recruitment/>  
愛知県公立大学法人ウェブサイト <https://www.puc.aichi-pu.ac.jp/saiyou.html>
- (2) 本公募は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）第 8 条の規定に基づき実施しており、女性研究者の積極的な採用・登用を目指しております。このため、本公募による採用・登用に当たっては、能力等が同等であれば女性を優先いたします。
- (3) 本学では、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指しています。文部科学省通知の趣旨を鑑み、学生や教職員等に対するセクハラ・性暴力や、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等を原因とした懲戒処分歴等について、上記の提出書類（7）に掲げる申告書によりご申告をお願いします。（同申告において「有」の場合は、その原因となった具体的な事由に関する別紙を含む。）なお、採用内定又は採用後に、この点についての申告内容に虚偽記載が発覚した場合は、内定取り消しや懲戒解雇となり得ます。
- (4) 業務及び勤務場所に関する変更の範囲は下記の通り
- 業務：法人の定める法人教員としての業務  
勤務場所：法人の定める場所

## 12. 問い合わせ先

愛知県立芸術大学 芸大総務課  
≪電話≫0561-76-2492 ≪Eメール≫ [geidaisomu@mail.aichi-fam-u.ac.jp](mailto:geidaisomu@mail.aichi-fam-u.ac.jp)